

△資料▽

明治六年 [島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (三)

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤 高・上川内 宏

紺谷 浩 司・矢野 達 雄

目次

一 解題と凡例

二 目次表 (一) (一一)～(三三)

三 史料 (一) (一一)～(三三)

四 注の部 (一)

五 写真 (二葉) (以上、『修道法学』第四三卷第一号)

六 目次表 (二) (三三)～(四九)

七 史料 (二) (三三)～(四九)

八 注の部 (二) (以上、『修道法学』第四三卷二号)

九 目次表 (三) (五〇)～(七五)

一〇 史料 (三) (五〇)～(七五)

一一 注の部 (三)

(以上、本号)

九目次表（三）

57	56	55	54	53の下	53の上	52	51	50	番号
同年 第五十七号	同年 第五十六号	同年 第五十五号	同年 第五十四号	同年 第五十三号ノ 下	同年 第五十三号 （ノ）上	同年 第五十二号	同年 第五十一号	明治六年 第五十号	年度・番号
同年 四月四日	同年 四月二日	同年 四月二日	同年 四月二日	同年 三月三十一日	同年 三月廿九日	同年 三月二十九日	同年 三月廿七日	明治六年 三月廿四日	出訴／ 上訴日
明治六年 四月十二日	明治七年 一月二十八日	同年 五月八日	同年 四月十三日	同年 四月十二日	明治六年 四月廿四日	明治七年 一月十二日	同年 四月廿四日	明治六年 四月廿五日	終局・年月日
貸蚊帳、蒲団 返還差纏一件	金談（差纏） 一件	田地差纏一件	預ケ金不相渡 （差纏）一件	金談差纏一件	質地差纏一件	金談差纏一件	貸金滞差纏一 件	大豆代金滞差 纏一件	訴名／差纏
願出開届	相对示談・ 济口証書 差出・解訟	願出聴届	示談济口・ 吟味下げ 願出開届	示談济口・ 吟味下げ 願出開届	相談行届・ 济口証書 差出し・吟 味下げ願 出聴届	願出開届	示談济口・ 吟味下げ 願出聴届	示談济口・ 吟味下げ 願出聴届	結局
鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	事件担当官
NZ キヨ	YD 敬八郎	TT 夫兵衛	YD 清藏	OA 茂藏 （商）	SN 嘉一郎	FS 武一郎	IM 作次	KSM 元兵衛 （船頭）	原告／申立人 代人／代 言人
HM 今之助 繁三郎	KMY 恭七郎	SO 藏八	YD 忠兵衛	KN 又藏 （士族）	HI 邦基 SN 文太郎	AG 忠右衛門 NS 武助 YM 卯兵衛	KB 運三郎	SJY 文十	被告／相手方 代人／代 言人
									備考

65	64	63	62	61	60の下	60の上	59	58
同年 第六十五号	同年 第六十四号	同年 第六十三号	同年 第六十二号	同年 第六十一号	同年 第六十号ノ下	同年 第六十号ノ上	同年 第五十九号	同年 第五十八号
同年 四月十五日	同年 四月十二日	同年 四月十二日	同年 四月十日 (再願)	同年 三月十五日(四 月八日追願)	同年 四月十日	同年 四月三日	同年 四月九日	同年 四月四日
同年 七月廿五日	同年 五月廿七日* 六月三日	明治六年 四月十二日	明治七年 三月五日	同年 四月廿八日	同年 四月十九日	同年 四月二十日	明治六年 四月十五日	明治七年 五月廿三日
(差縫)一件	山争論一件	銀談差縫一件	荒卒代金滞差 縫一件・再願	畑地分米差縫 一件・再願	貸米金滞差縫 一件	貸金滞一件	貸金滞差縫一 件	田地売買一 件・再願
家明渡議定原告へ無 残受取此段申出添書 返上致候伺之上聞届	吟味下げ・済口証書 差上聞届	願人差添人共鳥取縣 へ差出す	口書并一件書類申渡 案揭示案共相添相 伺・裁許	内済・示談行届・吟 味下げ願出聴届	示談済口・吟味下げ 願出聞届	示談済口・吟味下げ 願出聴届	示談済口・吟味下げ 願出聞届	済口証書差出・解訟
鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属	鶴岡 少属
(商) S T 文助	(惣代) Y Z 直助	(農) S N 儀三郎 外一人	(商) T N 理助	K T 源七	G T 権兵衛	(土族) S D 保	(商) Y G 熊市	N T 理右衛門
(商) W B 正人	K D 喜左衛門 外一人	(商) K S 弥平 外一人	(商) A M 栄藏 外一人	(元庄屋) 和太郎	S H 瀧藏	(商) I K 吉郎右衛門	(商) I H 富市	T M 宗三
	*抹消か							

明治六年 (鳥根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について(三)

四一四(四一四)

番号	年度・番号	出訴／ 上訴日	終局・年月日	訴名／差纏	結局	事件担当官	原告／申立人 代人／代言人	被告／相手方 代人／代言人	備考
75	同年 第七十五号	同年 四月廿三日	同年 四月廿七日	屋敷代金滞差 纏一件	示談済口・吟味下げ 願出聴届	鶴岡 少属 燈	M M (貫属士族) 理左衛門	H D 兼次郎	
74	同年 第七十四号	同年 四月廿二日	同年 八月廿二日	金談差纏一件	本人差添人共四月廿 二日鳥取縣へ差送る	鶴岡 少属	Y M (商) 宗八	I Y 宗兵衛	
73	同年 第七十三号*								*撮影抜け のため欠
72	同年 第七十二号	同年 四月廿二日	同年 四月廿二日	預山買受差纏 一件	本人差添人共四月廿 二日鳥取縣へ差送る	鶴岡 少属	Y M (商) 宗八	K D 平右衛門 外二人	
71	同年 第七十一号	同年 四月廿二日	同年 五月九日	金談差纏一件	下げ願出聴届	鶴岡 少属	R D (農) 藤七	Y M Y 次郎兵衛	
70	同年 第七十号	同年 四月廿二日	同年 八月二日	貸家明渡之義 二付差纏一件	示談行届・願書願下 開届	鶴岡 少属	F Y (商) 龜太郎	N M 外一人 玄塚	
69	同年 第六十九号	同年 四月廿二日	同年 四月三十日	反物古手物代 錢滞ノ差纏一 件	示談済口・吟味下げ 願出聞届	鶴岡 少属	A W Y UD 嘉兵衛 定次郎*	K H 丈五郎	*代
68	同年 第六十八号	同年 四月廿日	同年 四月廿四日	貸金滞差纏一 件	示談済口・吟味下げ 願出聴届	鶴岡 少属	K T (貫属卒) 久藏	I K 百次郎	
67	同年 第六十七号	同年 三月十三日	同年 三月廿九日	売地差纏一件	願出聞届	鶴岡 少属	T N (貫属士族) 太郎右衛門	K H 新八	
66	同年 第六十六号	同年 四月十八日	同年 四月廿五日	廻船壳払代金 滞差纏一件	示談済口・吟味下げ 願出聴届	鶴岡 少属	I N 喜助	T N 泉藏	

一〇 史 料 (三)

【〇五〇A】【五〇】【大豆代金滞差纏一件】

明治六年三月廿四日出訴

- 一 出雲国意宇郡松江□□町 F S 誠市
沖船頭 K S M 元兵衛方 島根郡三保關
S J Y 文十江掛大豆代金滞差纏一件

(米)

「第五十号」 奉 鶴岡 少属

右訴答共篤ト取調候処去壬申十月中^{*}大小豆共合テ百八十余
価金五百六十両余ニテ三保關商 U M 和平扱ヲ以湛州堺表ニテ

今市町 S K 林右衛門へ売渡代金ハ同十一月五日限可払出約定ニテ
品物不残

相渡尤船頭元兵衛ハ美保關問屋 A Z Z 文十方金子願出受取置候得共
同人引受ニモ無之元兵衛藤兵衛ノ申口ヲ信シ取計候義ニテ畢竟

林右衛門ヲ慥成るものト元兵衛藤兵衛文十とも思ヒ込候故相談行届
其後返金追々延引相成候故敵敷及掛合残七十五駄

林右衛門方大豆代代替リニ相渡儀申出元兵衛承知不致候ニ付右残ハ
【〇五〇B】

□ M U 徳右衛門へ売儀定いたし内金百両受取候俣大豆代金内渡ニ

明治六年 (島根縣) 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について (三)

四二二 (四二二)

致置其外為替金等差引残金三百七十両不足有之速ニ可払出
積之処多分損毛相嵩仕法難相立無抛今般本人林右衛門方身代限
金主ともへ相渡度段申出右元兵衛方ハ船問屋 A Z Z 文十方願出有
之故

同人方弁金可致段申出文十義ハ最早売事之節口入受人等ニ
相立候訳ニモ無之相對約定之上及相談藤兵衛方日限無相違皆済可
相成ト

申問候処何ノ思慮もナク願書差出シ定規ノ半口銭貰受候義故弁金
之筋

無之林右衛門義ハ藤兵衛方定客ニテ同人取扱候義故藤兵衛方弁金
可致段

申出藤兵衛方ハ売事仲間合之事故実意ヲ以取扱遣候得共素方受人
等ニ

相立候義ニモ無之延売承知ニテ條約相成候儀故元兵衛損毛可致筋ト
申出種々差纏相成候義ニテ右ハ双方共聊無疑念訳ト一途ニ

思ヒ込居候故確引受確弁金ト約定□□リ不居三人とも敵趣
本人林右衛門所持品皆無ニテ身代限り取計方も無之買入之大豆其俣
為替入ニ有之右受戻し売払候ハ、金百三四十円も出金ニも可相成

其余不足之分ハ
追テ身代取調次第返済之積更ニ証書為差入不足金ハ元兵衛藤兵衛

文十三人ニテ立替置候様理解ニ及ヒ候処一同承服双方無申分
示談行届済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聴届候事

明治六年四月廿五日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(壬申、西曆一八七二)年

地所差返願筋無之候段申立彼是差纏相成候儀之処右ハ
(〇五一B)

質地年限後十三年モ相立候事故如何之約束有之候共御規則ニ依テ
持地況ヤ限月後ハ地所追過勝手可致趣証書有之儀故

地所ハ運三郎所持ト可相定尤作次方引続病者旁現今必至

難渋之折柄ニ候エト親類ノ情実ヲ以運三郎方精々可勞遣旨

及理解候処一同承知之上地所ハ不殘運三郎所持ト定メ親類

ノ実意ヲ以□□^{*}可勞遣積双方無申分示談行届済口

証書差出シ吟味下願出候ニ付伺之上聴届候事

明治六年四月廿四日

〔〇五一A〕【五一】〔貸金滞差纏一件〕

明治六年三月廿七日出訴

一 出雲國神門郡□□村I M作次ヨリ

同郡□□村K B運三郎へ掛リ

貸金滞差纏一件

(本)

〔第五十一号〕 奉 鶴岡 少属

*1 朱書きの斜線あり

*2 西曆一八四三年。丙午年は弘化三(西曆一八四六)年

*3 西曆一八六〇(庚申)年

*4 「至急」の当て字か

*5 「精々」か

右訴答共篤ト取調候処十六年前天保十四年^{*}Y M作次所持之田地

Y M種市方へ質物ニ差入錢四百五十貫文借受其後万延元年^{*}

六月中作次頼ニ依テ運三郎方右地所受戻し候内二筆作次方他へ

売地代り地所相渡置更ニ同年十一月廿日限証書差入置候へ共素より

親類間之儀故金子出来次第可受戻約定致置候間受戻度段

作次方申立候へ共証書等モ無之運三郎方ニ而ハ質地期限等モ相過

且□□^{*}立替錢其外右地所上納等多分払出し候果モ有之旁

〔〇五一A〕【五一】〔金談差纏一件〕

明治六年三月二十九日出訴

一 出雲國意宇郡□□町願人F S 武一郎

〔朱〕¹⁹ ヲリ同國島根郡□町相手AG忠

〔〇〕右衛門NS武助YM卯兵衛へ掛リ

金談差纏一件

〔朱〕

〇「第五十二号」

奉 鶴岡 少属

取調候処相對遂示談元利五百三拾八貫七百

〔〇五二B〕

式拾五文ヲ明治九年十二月二十日^{*}迄二五度ヲ以皆済ノ約定

ヲ成シ済口証書差出之

本文解訟願之趣聞届候事

明治七年一月十二日

^{*} 西曆一八七六年

同國大原郡□□村SN文太郎へ掛リ

質地差纏一件

〔朱〕

「第五十三号」

奉 鶴岡 少属

上

〔〇五三B〕

右訴答共篤ト取調候処右ハ天保年中^{*}HI家不人ニ付親類中へ

支配相頼嘉一郎方ニテ世話中種々立替金等有之其後所持之山林

一ヶ所支配人嘉一郎へ無断SN文太郎へ売渡候故彼是差纏

相成義之処右ハ慶応三巳年六月^{*}以前之金錢取引ニ付取揚不相成

尤HI方ニテモ先年厚ク世話相成候儀モ有之且親類合之

事故相互ニ実意ヲ以相對示談ヲ可遂旨及理解候処一同

承知之上双方実意ヲ以勘定合可致積無申分相談行届

済口証書差出シ吟味下願出候ニ付伺ノ上聽届候事

明治六年四月廿四日

〔〇五三A〕【五三(上)】²⁰【質地差纏一件】

明治六年三月廿九日出訴

一 出雲國大原郡第二十區□□村願人

SN嘉一郎ヨリ同國意宇郡□□町

当時島根郡□□町居住HI邦基

^{*}1 朱書きの斜線あり

^{*}2 西曆一八三〇〜一八四四年

^{*}3 慶応か。慶応三(西曆一八六三)年ならば丁卯の年に該る

巳年は明治一(巳巳)、西曆一八六九)年

明治六年〔島根縣〕聽訟課『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(三)

四一〇(四一〇)

〔〇五四A〕【五三ノ下】〔金談差纏一件〕

明治六年三月三十一日出訴

一 出雲國島根郡□町商願人〇A茂藏ヨリ同国

同郡□町士族KN又藏へ掛金談差纏一件

(米)

〔第五十三号〕

下 奉 鶴岡 少属

右訴答共篤ト取調候処去壬申十月中^{*2}HD益藏ト申者KN

又藏ヨリ使之趣申偽リ似セ敷金廿円ヲ以〇A茂藏方へ罷越シ

錢三百貫文借用いたし度旨申入茂藏留守中ニ付其俵立帰リ

KN又藏方へ立寄只今〇A茂藏方錢三百貫文杯募之積ニ付

此敷金ト引換錢請取置候様相頼俵罷越居候中茂藏方

錢杯募ニ付又藏儀モ何心なく引換置錢益藏へ相渡候処

其後益藏出奔跡ニテ心得茂藏方ニテハKN又藏へ

貸渡候儀故同人方弁金可致旨申出又藏方ニ而ハ

相對約定之上只取次いたし候迄ニテ委細之始末承知

不致素ヨリ借主ハ勿論受人并口入等いたし候儀ニモ

〔〇五四B〕

無之茂藏質物預リ置候義故弁金可致筋無之段

申出彼是差纏相成候儀之処右ハ素ヨリ兩人共

益藏ニ被欺候儀ニテ証書等更ニ無之質物預リ置

候儀故当今KN又藏ヨリ弁金ノ難及沙汰尤追テ
益藏捕護之節全茂藏申立通KN又藏

口入或ハ借主ニ相違無之候て至当加利息元利共

速ニ弁金可為致似セ敷金ハ御取揚相成段及理解候処

一同承知之上追而益藏吟味相成又藏申立通りニ候ハ、

茂藏之損金同人申立通ニ候ハ、又藏ヨリ元利弁金

可致積双方無申分示談行届済口証書連署差出し

吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

四月十二日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(壬申、西曆一八七二年)

〔〇五五A〕【五四】〔預ケ金不相渡(差纏)一件〕

明治六年四月二日

一 出雲國島根郡□町商願人YD清藏ヨリ

同國意宇郡□町相手YD忠兵衛へ掛リ

清藏娘何某客人ヨリ貰受候錢都度々々

忠兵衛へ預置候ヲ不相渡一件

(朱)
「第五十四号」 奉 鶴岡 少属

右訴答共取調候処去壬申六月中^{*}Y D 忠兵衛料理店開業ニ付
清藏娘か免給仕女ニ雇入素ヨリ別懇之間柄ニ付給金等モ
不取究忠兵衛娘ニいたし候積ニテ差遣し置衣類等モ追々
調遣然ル処実父清藏存意ニ不叶義モ有之当今

(〇五五B)

取返シ候ニ付か免奉公中給金并客方貰受忠兵衛へ預

錢凡五百貫文共早々受取度段申出忠兵衛方ニ而ハ

衣類か免へ貸遣候品モ有之且小遣錢余程相滞置

第一清藏父子共前々方厚ク世話いたし候儀モ有之候へハ

か免へ貸渡之品杯□厚ク一礼申述候上ハ預り錢

可差返給金之儀ハ素方娘ニ貰請衣類等多分

調進いたし候儀故相当給差遣候ハ、衣類可取返段申出彼是

差纏相成儀之処右ハ素ヨリ懇意ニテ給金等モ不取極忠兵衛娘同様

二いたし候

義故給金之代り調進之衣類其俵差遣し可申客ヨリか免貰請預錢ハ

当人へ相渡候分差引殘錢早々可差返か免借受ノ衣類ハ忠兵衛へ差

返し

一礼之上從來之通懇意可致段厚及理解候処一同承知之上かめへ調

進之衣類ハ

不殘差返し渡殘預り錢二百貫文忠兵衛方速ニ相渡し可免借入之衣

類ハ

早々忠兵衛へ差返シ不相替出入可致積及方無申分示談行届済口

証書連署差出し吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事

四月十三日 済

^{*}1 朱書きの斜線あり

^{*}2 明治五(西曆一八七二)年

(〇五六A) 【五五】 【田地差纏一件】

明治六年四月二日出訴

一 出雲國神門郡□□村願人T T 夫兵衛ヨリ

同村S O 藏八へ掛り田地差纏一件

(朱)

「第五十五号」

奉 鶴岡 少属

右訴出候ニ付返答書申付置候処扱人立入双方ノ無申分内済示談
行届吟味下願出候ニ付伺之上聽届候事

明治六年五月八日 済

^{*}1 朱書きの斜線あり

明治六年(鳥根縣)聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(三)

四〇八(四〇八)

〔〇五七A〕【五六】【金談(差纏) 一件】

明治六年四月二日出訴

一 出雲國第六區意宇郡□□町願人Y D

〔〇〕敬八郎ヨリ同區同町相手K M Y恭七郎へ

掛り金談一件

〔第五十六号〕

奉 鶴岡 少属

右者原告敬八郎弟H G泰助出国留守ニ付取調不相成明治七年^{*1}

取調候処去ル午年中^{*2}原告敬八郎質物書入証書相添錢三千

貫文被告義八郎ヨリ借受未十二月^{*3}返金相濟右証書受取度及懸合

卜雖七

〔〇五七B〕

被告義八郎ヨリ兼テ敬八郎弟泰助へ相对貸金有之此義筋立

不申テハ証書共返却不致旨申立差纏ニ至リ今般泰助帰国之上ハ

義八郎卜相对之取引ニいたし証書質物共敬八郎へ可差返旨及

理解候処双方熟談之上右利錢五百八十五貫文敬八郎ヨリ払出

義八郎ヨリ泰助へ取替錢ハ相对示談年賦ニシテ可払旨旨ニテ

証書ハ敬八郎へ受取済口証書一月二十五日差出同二十八日

解訟

^{*1} 西曆一八七四年

^{*2} 明治三(庚午、西曆一八七〇)年

^{*3} 西曆一八七一(辛未)年

〔〇五八A〕【五七】【貸蚊帳、蒲団返還差纏一件】

明治六年四月四日出訴

一 出雲國島根郡□□村願人N Zキヨ

^{*1}ヨリ同國意宇郡□□町今之助壽市

繁三郎エ蚊帳、蒲団貸渡候ヲ不戻差纏レ

一件

〔第五十七号〕

奉 鶴岡 少属

右訴答共篤卜取調候処右ハ去壬申五月中^{*2}松江市中ニ於テH M

今之助外多人數組合芝居興行いたし候節N Zきよ方夜具

十一品損料ヲ以テ借受役者宿□□町M K新七□□町E Y十五郎

〔〇五八B〕

方へ相滞置興行相濟候へハ損料錢右品共取揃よき^{*3}方へ可差返

筈之処興行中老万貫文余之損金相成興行連中

ヨリ役者之宿料払方不成就而ハM K新七E Y

重^(マ)五郎方宿料皆済不相成故夜具ふとん共質入

いたし候は彼是差違相成候儀之処右ハ畢竟

芝居不如意同日ヨリ損金相〔成〕儀ニテ貸夜具いたし候受人

聊モ関係無之儀ニ候間早々夜具差返シ損料払方可致且ツ

損金之儀ハ不取揚候間連中一同相對示談ヲ以取斗可申段

及理解候処一同承伏之上連中一同方来ル五月廿日限り

損料并ふとん大小八枚蚊帳三釣共取揃きよ方へ可差返積

双方無申分示談行届済口証書連署差出し

吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事
四月十二日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(西曆一八七二)年

*3 「キヨ」または「きよ」の誤記か

〔〇五九A〕【五八】【田地売買一件・再願】

(朱)

明治六年四月四日出訴 「明治七年五月廿三日 解訟」^{*1}

一 出雲國出雲郡□□村NT理右衛門ヨリ

(朱)

〔〇〕同國意宇郡□町TM宗三所持之田地

売買一件再願

(朱)

「第五十八号」

奉 鶴岡 少属

取調候処昨春裁判ヲ經其砌地所備金壹万七千三百七拾八貫四百

二十二文二年中二割ノ利子ヲ加へ昨年二月十日限被告宗三ヨリ原

告へ相渡

可ク若シ三月ニ至リ候ハ、月二三割ノ利子ヲ加へ相渡可ク尚四月

迄遷延相成候ハ、

地所相渡ス可ク旨條約示談其後十一月ニ至リテモ右ノ金額少シモ

不相

渡仍テハ前約通地所可相渡旨懸合候而モ既ニ他人へ売渡シ証券相

渡シ

〔〇五九B〕

名前替ニ相成居今更取返シ難ク極貧ニ陥リ差向一錢モ貯モナク依

テ右地所

売渡候KG豊藏ヨリ備金相渡候上ナラデハ渡方不相成旨申立差違

ニ相成

被告宗三身代限申付候歟又ハ豊藏ヨリ地所引上ケ相渡サセ候歟兩

條ノ一ニ処分

可致之処地所ハ昨三月中裁判後公売相成今日ニ至リ引上候テハ豊

藏不勘

困難ニ相成加之右地所ハ豊藏ヨリ又他人へ質ニ差入大金借受所詮

引上ケ

渡リ方不相成宗三一錢ノ蓄貯モ無之身代限申付候而モ原告へ受取

可キ

金ハ有之間敷此上ハ買得タル豊藏并宗三親屬ヨリ精々相働調金返

償可致旨及理解候処金高六百二十六円四十一錢八厘余ノ内田地代

金豊

藏ヨリ宗三八相渡内ヲ以二百五十五円七十八錢二厘豊藏ヨリ原告

へ渡シ

別ニ五十円ハ宗三親屬FK松四郎ヨリ代償いたし尚残ヲ三百二十

円六十

三錢六厘ハ被告宗三出精払ノ証書差入一同済方いたし候旨ヲ以

済口証書差出ス

*1 本件の処理の結果は冒頭部に記入されている

【〇六〇A】【五九】【貸金滞差纏一件】

明治六年四月九日出訴

一 出雲国第八區意宇郡□□□□村□□□□番屋敷

商YG熊市方 同国第五十四區楯縫郡□□□□町

商I日富市へ懸貸金滞差纏一件

(朱)

「第五十九号」 奉 鶴岡 少属

右訴答共取調候処去壬申三月中^キ古衣品々価銭七百六十

三貫五百文ニテ売渡早速代金可払出積之処富市方長病人

等モ出来不得止右銭夫々遣払其後売事損毛いたし

払方難出来ニ付借用証文差入置去十二月中凡

八十六貫文位之品物熊市へ差遣し置残追々可払出

積之処引続難渋ニテ証文通返済難致熊市

方ニ而ハ品物元方催促ヲ受必至難渋素ヨリ

延売之約定ニ無之借用証文押付置殊ニハ去十二月中

【〇六〇B】

預リ之品物ハ凡五十貫文之見込不足銭速ニ受取度段申出

彼是差纏相成儀之処右ハ素ヨリ延売之儀ニモ無之

候間精々尽力返済可致去十二月熊市へ差遣し候

品丈分相違モ有之候間右品富市方へ取返し

銭ニテ返済可致尤富市難渋之場合ニ付

精々勘弁可致旨及理解候処一同承知之上

熊市へ相渡置候品物ハ元戻し之上銭三百貫文

当六月中残四百六十三貫五百文当十二月半金来明治

七年三月皆済可致積双方無申分示談行届済口

証書連署差出し吟味下願出候ニ付伺之上
聞届候事
四月十五日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(西曆一八七二)年

〔〇六一A〕【六〇ノ上】⁽²³⁾【貸金滞一件】

(朱)

明治六年四月「三日」出訴

一 出雲国意宇郡□□町土族SD保方同國

能義郡□□町商IK吉郎右衛門へ係り

貸金滞一件

(朱)

「第六十号ノ上」

奉 鶴岡 少属

右訴答共篤卜取調候処去辛未年中^{*2}市郎右衛門製造之鬢附

油引取候約条ニテ生蠟五俵並晒蠟式俵種油共合金

百廿八円五十四銭之品物先渡内金五十二円余鬢附油ヲ以

追々相渡殘金七十六円十八銭七厘不足相成種々及催促

明治六年〔島根縣〕聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(三)

四〇四(四〇四)

証書等モ差入置候へ共SD保与り引受之生蠟惣品ニ付
多分損乏等モ有之且近来不如意ニテ一時返金難致
故製造鬢附油ヲ以追々皆済致度段申出SD保方
ニ而ハ当今鬢付油不揃相成且約定期限追々延引
〔〇六一B〕

相成候付而ハ金主方嚴敷催促ヲ受必至難渋ニ付一時返金可致段
及懸合差纏相成候義之処右ハ相互ニ売事約定之義ニテ
損乏ハ無抛乍去期限後ニ至リ是非品物可引渡卜申張候筋
無之相当之代価ニ候ハ、他へ転売右代金ヲ以SD保方へ
早々返済可致尤相手吉郎右衛門方モ難渋之折柄故精々
猶予可致遣旨及理解候処一同承知之上鬢附油ハ
他へ売渡元金七十六円十八銭七厘ハ今四月方月壹歩半ノ
利足ヲ加へ当八月半金来ル明治七年三月皆済可致積及方
無申分示談行届済口証書差出吟味下願出候ニ付
伺ノ上聽届候事
明治六年四月二十日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治四(西曆一八七二)年

〔〇六二A〕【六〇号ノ下】【貸米金滞差纏一件】

明治六年四月十日出訴

一 出雲国秋鹿郡□□村G T 権兵衛方

同郡□□村□□S H 瀧藏へ掛貸米

金滞差纏一件

〔第六十号ノ下〕 奉 鶴岡 少属

右訴答共篤ト取調候処去庚午十二月中^{*}錢二百貫文并翌

辛未十二月中^{*}米八斗二升共G T 権兵衛方S H 瀧藏へ借受

早々可払出積之処其後瀧藏方長病人等モ有之必至

難渋相成返済方難出来権兵衛方ニ而ハ村役人江相頼

藏米之内ヲ以貸渡候儀故厳敷催促ヲ請困却いたし

候間米金二口共一時返済可致旨及懸合差纏相成候

儀之処右ハ凶年難請折柄実意ヲ以借請恩借^{*}之

〔〇六二B〕

儀二候へハ米代金元利早々可払出瀧〔藏〕モ難渋者ニ付

貸金之方少々延引可致遣旨厚ク及理解候処

一同承知之上米代元利金五円九十五錢四厘之内錢

百貫文当五月中殘金三円十七錢六厘同七月中其外借

用金之儀当十二月来明治七年七月兩度二元利合金

七円五十五錢五厘無相違瀧藏方権兵衛へ払出し皆済

可致積双方無申分示談行届済口証書連

署差出し吟味下願出候ニ付伺之上

聞届候事

四月十九日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治三(西曆一八七〇)年

*3 明治四(西曆一八七一)年

*4 人のなさけによつて金品を借り受けること

また、その借りたもの(『広辞苑 第六版』)。

〔〇六三A〕【六一】【畑地分米差纏一件・追願】

〔朱〕

〔明治六年三月十五日出訴〕

〔明治六年四月八日追願〕

一 出雲国秋鹿郡□□村□□K T 源七ヨリ同郡

□□□村元庄屋和太郎へ掛り畑地分米差纏

一件

〔朱〕

〔第六十一号〕 奉 鶴岡 少属

右訴答共取調中島根郡戸長木村常藏安迫藏七郎兩人

扱人ニ立入実地検査ノ上村方摺合帳ニ準シ下之畑四ト下之田九トハ

源藏へ引渡下之田壹ツトK T源七へ引受下之田九トハN J

惣兵衛へ引受仲之助跡N J傳藏方迷ヒ高讓渡為償錢

百三十四貫四百文夫々へ差出し旧庄屋不調之廉モ有之收納

(〇六三B)

未遂ハ元錢丈ケニテ勘弁致候積別紙之通双方無申分

内済示談行届吟味下ケ願出候ニ付伺之上聽届候事

明治六年四月廿八日 濟

* 朱書きの斜線あり

(〇六四A) 【六二】【荒芋代金滞差纏一件・再願】

明治六年四月十日再願

一 出雲国意宇郡□町商T N理助ヨリ備中国

□商A M栄藏外壱人へ掛り荒芋代金

(朱) 〇滞差纏一件再願

(朱)

〇第六十二号

奉 鶴岡 少属

明治六年 (島根縣) 聽訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について(三)

四〇二(四〇二)

小田縣下備中国賀陽郡□村商T 茂平ヨリ当縣下仁多郡□

□村農N M傳四郎外三人江掛荒芋為替金滞一件先般当縣ヨリ

郵便ヲ以掛合有之被告一同取調候処N M傳四郎義八年來

(〇六四B)

荒芋売事取組滞金モ有之処辛未十二月* 仕切金為受取□□へ罷越

候処

前年差引ヲ被相立大ニ都合相違相成候ヨリ尚荒芋拾五駄運送ノ約

ヲ為シ

為替金百五十兩可借受積ヲ以内金五十四円受取帰国荒芋買入方周

旋扱十三駄

買入置候得共深雪ニテ運送難出来延引相成居候内茂平代人熊吉ト

申者罷越□□

□村H N栄助方荷宿ニ付同人方へ止宿尚金百十円受取荒芋十三駄

相渡しH N栄助

名前ニテ安來町へ津出シ船積可致積之処松江□町T N理介從前ヨ

リ荷宿ニ付是又荒芋

売事取組居前年N S商会社へ運送ノ荒芋代金滞有之尤傳四郎借金

ノ方へ被差

引有之迎右十三駄ノ荒芋差押へK N Y助十ヨリ船為替金七十六兩

借受其俣不払出故

備仲へ荷物渡方難出来旨申立K M善四郎ハN M傳四郎ト決算相立

居リH N栄助ハ只々名目

丈ケニテ宿主ノ事故買入方ニ關係無之荒葎十三駄津出シノ受取証有之決算相成居T N 理介

ヨリハ荒葎十三駄差押候ハ相違無之右ハ午年中^{*}荒葎二十三駄N M 傳四郎共仲間ニテ買入備中へ

送出シ候処右仕切金不相渡傳四郎前年取引不足金ニ被差引六十兩余受取不足有之傳四郎モ示談

之上船問屋KNY 助十ヨリ金九十疋兩為替借受備中方ヨリ別取引ノ清算相立候ハ、

速ニ可払出積ニテ其段及掛合候得共更ニ到着不致難渋罷在候段申立右備中方ヨリTN 理

介へ仕切金不足有之旨申立候得共理介手前証書類無之畢竟傳四郎名目ニテ売事

取組候故前年負債ノ方へ被差引候次第二付致方無之荷物差押へ為替借受候ハ、不條理

ニ付右元利并訴訟中入費共理介傳四郎兩人ヨリ速ニ可払出筋ニ候へ共何レモ年来病人ノミ

且損モ多分借財相高少シノ調金モ難出来趣ニ付無抛兩人トモ身代限及処分可然候依之

口書并一件書類申渡案揭示案共相添候段相伺候也
明治七年三月五日 裁許

^{*} 明治三 (庚午、西曆一八七〇) 年

〔〇六五A〕〔六三〕〔銀談差纏一件〕

明治六年四月十二日出訴

一 出雲國能義郡□□村農SN 儀三郎外一人方

鳥取縣管下伯耆国会見郡米子□□町

〔〇〕商KS 弥平外一人へ懸リ銀談差纏一件

(朱)

〔〇〕〔第六十三号〕 奉 鶴岡 少属

(朱)

〔右明治六年四月十二日願人差添人共鳥取縣へ差出ス〕

〔〇六六A〕〔六四〕〔山争論一件〕

明治六年四月十二日出訴

一 出雲國神門郡□□村小前人別ヨリ 惣代願人 同国

同郡□□村KD 喜左衛門へ係リ山争論一件

(朱)

〔第六十四号〕 奉 鶴岡 少属

^{*} 明治四 (辛未、西曆一八七二) 年

双方共儲取調被成下候処百姓一同方申出候二者SKKKS O^{*2}
三ヶ村入合

野山之処四十年前余前方榎木植立候ニ付喜左衛門所持地畑壹畝六歩
之処追々開拓式町歩余ニモ相成依之三ヶ村百姓共方故障申出
候得共其砌郡役人取扱ヲ以下木下草苧取候ハ、養^{*3}草差
支ニモ相成故榎木開立ニ故障致ス間敷段種々申論シ有之
依テ任其意年来下草苧取来罷在候処近来下草苧取之儀

(〇六八B)

不相成旨喜左衛門方申出候間往古之通開添之場所取返シ養草場ニ
いたし

度段申出候得共証拠書類一切無之相手喜左衛門儀者安永年中^{*4}
買受候畑畝拾八歩并弘化年中^{*5}買請候畑畝歩拾八歩共二通売

券所持罷在凡貳町歩ハ伝来私有之地ニ而榎木植付候節モ

三ヶ村役人立会堺等嚴重いたし置其余開添等一切無之榎植付
之節旧木実係江入費拜借証書ニモ邨役人連印凡貳町

歩ト記載イタシ候古書等モ所持罷在三ヶ村入合野山等ニ者

決而無之段申出候得共持畑壹畝六歩^{*6}畝何町何反ト明細仕出
シ之確証無之故彼は差違相成候儀之処今般実地御見分

被成下候上右者近来開添之場所ニ無之候間野山与申出候訳モ無之
乍去

現在凡貳町余モ有之候得者悉皆喜左衛門所有之場トモ難申全体
三ヶ村

共養草稀成所柄ニ付双方為熟談現在場所南之方四歩通り喜左衛門
方為差出候上更ニ三ヶ村養草場ニ可致北ノ方六ト通りハ喜左衛門
所持イタシ

一ヶ村同様之儀故以来相互ニ実意ヲ運ヒ和熟可致段厚ク御理解之趣
一同承知奉畏候依之今般更ニ戸長江立会之上四歩六歩ニ土地訳ケ
経堺相立候上

一同議定之通永く固ク相守ベク積リ双方無申分示談行届偏ニ御威
光ト

難有仕合奉存候然上者以来喜左衛門所持地江ハ少シモ苧込申間敷
□^{*7}ク條約相整候

上者以来右一件ニ付御願ケ間鋪儀一切無御座候間何卒御吟味下ケ
被成下度依テ

連印済口証書差上申処如件伺ノ上聞届候事

明治六年五月廿七日^{*8}

六月三日

^{*1} 朱書きの大きなバツ印あり

^{*2} 村名を例外的にアルファベットで示した

^{*3} 「土」偏に「養」。以下同じ

^{*4} 西暦一七七一〜一七八一年

^{*5} 西暦一八四四〜一八四八年

^{*6} 「詰」か

* 「漸」の書き損じか

** 「五月廿七日」の部分は、極く薄い墨で抹消されているように見える

議定原告へ無残受取此段申出添書返上致候何之上聞届候事
七月廿五日

*1 朱書きの大きなバツ印あり

*2 本行の朱書きは本文より小さな文字で書かれている

〔〇六七A〕【六五】【家屋敷買受(差縫)一件】

明治六年四月十五日出訴

一 出雲国意宇郡□□町商S T文助方鳥取縣

管下伯耆国会見町境□町四丁目商W B正人へ係り
家屋敷買受一件

(朱)
〔第六十五号〕 奉 鶴岡 少属

〔右明治六年四月十五日願人差添人共鳥取縣へ差出ス〕^{**1}

(朱)
〔鳥取縣ニ於テ准理中借高貳千六拾三兩永四拾三匁三分三厘ハ
正人住家ヲ初夫々相渡可申尤モ種々難渋之次第モ有之候得者
〔〇六七B〕

来ル六月三十日限り右金高調達候ハ、夫々可返遣答ニ示談
行届候段同縣ヨリ回報有之候処限月相立候得共又々違約
致候ニ付再度及懸合候途中被告政人ニ出会弥七月二十三日家明渡

〔〇六八A〕【六六】【廻船売払代金滞差縫一件】

明治六年四月十八日出訴

一 出雲国出雲郡□□村I N喜助ヨリ同国

意宇郡□□町貴属士族T N泉藏へ掛
廻船売払代金滞差縫一件

(朱)
〔第六十六号〕 奉 鶴岡 少属

右訴答共篤ト取調候処当一月中T N泉藏買議定シ船一艘
価金百八十五円ニテ喜助へ譲渡候積ニテ代金追々相渡候処右者
元持主へ泉藏方代金皆済不相成義故先般及訴訟候節及理解
双方示談之上S T時市へ右船金貳百五十円ニテ相渡候筋ニ因テ
喜助方へハ売事破談相成然る上ハ請取置候金子速ニ可

差戻候処泉藏方商法ニテ損亡いたし借財多分有之故
追々返金可致ニ付猶予致呉候様申出喜助方ニ而ハ売船
破談故無抛他方更ニ船買議定致候右金不受取候而ハ

〔〇六八B〕

家業ニ差支必至難渋ニ付速ニ返金可致段及掛合彼是差纏
相成義之処右ハ売事破談之義故是非早々元利共差返し
可申 尤TN泉藏義モ□□多分損亡いたし難渋之折
柄ニ付至当之利付ニ成丈ケ猶予可致遣破談金ハ約定通
入金十円倍戻シ可致段及理解候処一同承知之上
入金ハ倍戻しニいたし差引残元利共合金百十八円
七十九銭余へ更ニ月壹歩八ノ利子ヲ加へ当九月中三別所
同十二月中元利共無遅滞返金皆済可致積
双方無申分示談行届済口証書差出し吟味下ケ
願出候ニ付伺ノ上聴届候事

明治六年四月廿五日

* 朱書きの斜線あり

* 〔同様〕か

〔〇六九A〕〔六七〕〔売地差纏一件〕

明治六年〔島根縣〕聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(三)

明治六年三月十三日出訴

一 出雲国神門郡□□町TN太郎右衛門方同郡同郡

□□村KH新八江掛売地差纏一件

(朱)

〔第六十七号〕

奉 鶴岡少属

右訴答共取調候処同国出雲郡□□村新八親類目十
周之助兩人之地所百貫文ニテ質地ニ取置其後右地所
TN太郎右衛門へ六百五十貫文ニテ売議定いたし為人金廿貫文新
八へ

請取算入等モ相仕舞売券之節ニ至リ□□村旧庄屋
千四郎方へ周之助目十兩人之不納且其外借用等モ有之故
皆金不差出テハ調印難致段相断居候内檀那SR寺方
目十周之助兩人之地所親類勝手一通ニシテ売地難相成
目十分八同人妻すてへ相続為致周之助分ハ多借無抛義故
売地金主江配当可致段申出尤之儀ニ付一同承知之上SR寺へ
〔〇六九B〕

都テ相任セ同寺方他へ売地取扱候処組合共方故障申出
又々破談いたし村役人取扱ト相成周之助所持地ハ三百貫文
余ニテ同村SU寺へ売渡金主へ配当シ目十分八組合
共ニテ取扱七百貫文余ニテ売地夫々借財相払残三百貫文余ハ
後家すて難渋之節為手当組合中ニテ預リ置最初方種々

二九八(三九八)

差纏相成候儀故親類且ツTN太郎右衛門へ一応之挨拶モ無之取扱候故先約定之通地所引受度段太郎右衛門ヲ申出新入ヨリハ百貫文SR寺方請取度段申出同寺ハ村方へ相任

候事故村方方可差出筋ト申立彼是差纏相成候儀之処右ハ辛未年中[※]村役人組合中相談之上取斗

候儀故双方故障申問敷尤目十地所新八へ質入ノ分ハ錢百貫文売地ノ余錢ヲ以可相渡同人方売地

入金ノ式十貫文TN太郎右衛門へ可差返同人方周之助へ貸米金ハ村役人取扱之通配当錢可請取段

(〇七〇A)

及理解候処一同承服之上目十請残

錢之内ニテ百貫文新八へ相渡シ同人方

廿貫文余太郎右衛門へ差返し周之助配

当錢ハ廿貫文余千四郎預リ之俵太郎

右衛門へ可相渡積双方無申分示談行届

濟口証書連署差出し吟味下ケ

願出候ニ付何之上聞届候事

三月廿九日 濟

^{※1} 朱書きの斜線あり

^{※2} 本文では「竿」の文字が用いられている。

^{※3} 明治四(西曆一八七二)年

(〇七一A)【六八】[†]【資金滞差纏一件】

明治六年四月廿日出訴

一 出雲国島根郡□町貫属卒KT久藏方

同同意字郡IK百次郎へ掛貸金滞差纏一件

(朱)

「第六十八号」

奉 鶴岡少属

右訴答共取調候処去壬申三月中[※]方都合四度ニテ封金其外質入トシテ

錢七千貫文外ニ屋敷地書入錢八百貫文壬申九月借用罷在候処

些難渋且種々入割有之ニ付返濟口猶予申出久藏方ニ而ハ

日限延引大ニ差支候間都テ一時返濟可致旨申出差纏相成候

義之処右ハ質物并□□[※]等有之借用金期限後之事故

元利返濟いたし候歟又ハ質物相渡候歟早々埒明可申旨

及理解候処一同承知之上封金目質借用四口ニシテ錢

七千六百六十三貫七百廿文之分ハ当四月三十一日[※]限残元錢貳百貫文

之分ハ当六月限元利共無相違百次郎方出金皆濟可致積

双方無申分示談行届濟口証書差出し吟味下願出候ニ付

同ノ上聽届候事

(〇七一B)

明治六年四月廿四日 濟

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治五（西暦一八七二）年

*₃ 「書人」か

*₄ 三十日の誤記か

【〇七二A】【六九】【反物古手物代銭滞ノ差纏一件】

明治六年四月廿二日出訴

一 出雲國意宇郡□□□町OM五郎右衛門方ニ止宿

罷在候大坂□□□町□丁めAWY嘉兵衛代UD定次郎方

出雲國意宇郡□□□村KH丈五郎へ係り

反物古手物代銭滞ノ差纏一件

(朱)

【第六十九号】 奉 鶴岡 少属

【〇七三A】【七〇】【貸家明渡之義ニ付差纏一件】

明治六年四月廿二日出訴

一 出雲國意宇郡松江□町商FY龜太郎方同国

同郡松江□町NM玄琢外二人へ係り貸家

明渡之義ニ付差纏一件

(朱)

【第七十号】 奉 鶴岡 少属

【〇七二B】

右訴答共篤卜取調候処右ハ去壬申九月中*₂方度々反物古衣共都合
錢三千四百七十疋貫文余ニテ丈五郎へ売渡代金追々払出シ殘金
三十八円ハ当二月五日限返済之積証書差入其後不絶及懸合候へ共
種々故障申立済方不致段其限中方申立相手丈五郎方ハ
仕切書相返之廉モ有之証文差入後入金モいたし候且ハ

明治六年（島根縣）聽訟録 『訴訟事件銘細録』（第二号ノ二）について（三）

三九六（三九六）

買受候品物ニテ多分損モ有之故殘廿六円余ハ当七月中迄
見合呉候様申出差纏相成候義ニ付最初方之差引取遣り悉皆
突合取調候処明□相□*₃候ニ付都合殘金三十一円五十錢ノ内
半金十五円七十五錢ハ当五月廿日殘十五円七十五錢ハ同六月
廿日限丈五郎方払出し候様双方へ及理解候処一同
承服無申分示談行届済口証書差出し吟味下ケ
願出候ニ付伺ノ上聞届候事

明治六年四月三十日 済

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治五（壬申、西暦一八七二）年

*₃ 明亮相訳（明瞭相分り）か

右一件原被共篤卜取調一応及理解候処下方にて示談行届F Y
龜太郎ヨリ願書願下致候ニ付伺之上聞届候事

八月二日

* 朱書きの大きなバツ印あり

〔〇七四A〕【七一】〔金談差纏一件〕

明治六年四月廿二日出訴

- 一 出雲国島根郡□□村農RD藤七方同国同郡
- 町YMY次郎兵衛へ掛り金談差纏一件

(米)

〔第七十一号〕

奉 鶴岡 少属

訴答共篤卜取調候処四年前午五月中* 旧歩卒困窮不大方

其節藤七押□*役相勸候故右窮卒ノ中二十四名之者江

* 任か

経米引当錢千六百十貫文他借ヲ以夫々貸渡シ候処其後右

人別区々分隊ニ相成藤七手元ニテハ迎も都詰兼候故兼而

経米取扱ハSD次郎兵衛へ扶持米ヲ以取押呉候様約条之処

無間別卒解隊ニ相成引当等モ無之ニ付追々次郎右衛門方

旧縣へ願出郡方四ト通之償ニ相成其他揉合ヲ以同人手前ニハ大層

受取申候然ルニ私方へハ一錢モ相渡不申段々と懸合いたし候得共
不条理而□*申一向頓着不致段申立次郎兵衛方ハ歩卒経米 * 止か
之目貨ニ有之藤七モ知□*之もの故無扱引受遣候処無間 * 責か

〔〇七四B〕

解隊経米扱も私手放シニ相成神門郡□□村庫八郎引受ニ相成候ニ
付私

貸金並藤七分之事実カ相□*候処庫八取計ヲ以切米²⁵⁾ノ内五厘差押候

* 殺か

議定ニ候得共追々ニ受取候而ハ利足ニモ不相成故出入ヲ以一度ニ
千貫文

先キ取致候然るニ大層之貸金中々右高二而ハ追付不申段々□□*₄
願漸ク四ト通十郡方償候様御裁判ニ相成候へ共未タ十郡方受取不申

受取次第藤七へも五厘之分モ一緒ニ勘定致遣候へ共其余ハ私ニも

償候義無之段申立彼是差纏之処右ハ元來藤七他借ヲ以

貸付候も経米目当之事次郎兵衛引受候も同様之事ニ候へハ廢止ノ

上ハ

右四ト通并差押之五厘ヲ清算之上ハ兩人上ニ関係ハ無之筈

然るニ右五厘四ト通ヲ次郎兵衛専人ニテ専用いたし藤七へハ一錢モ

不相渡全□*ノ上相当ニ清算可致杯申立不条理ニ付早々受取り分ハ

* 備か

相渡シ此後追々受取分も其都度相当勘定可致勘定其余

不足ハ藤七方直ニ右人別へ及懸合候義至当ニ付此段及理解候処

一同承服ノ上濟口証文差出し吟味下願出候ニ付伺ノ上聴
届候事

明治六年五月九日 濟

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治三(庚午、西曆一八七〇)年

*₃ 他より借りること

*₄ 読みが困難

〔〇七五A〕【七二】【預山買受差纏一件】

明治六年四月廿二日出訴

一 出雲国能義郡□□町商Y M宗八方鳥取縣下伯耆国

日野郡□□驛KD平右衛門外式人へ掛り預山買受差纏

一件

(朱) 〔第七十二号〕 奉 鶴岡 少属

〔右一卜通り取調本人差添人共四月廿二日鳥取縣へ差送ル〕

一 応取調候処Y M孫左衛門義者及潰本家Y M

明治六年 (鳥根縣) 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二) について(三)

三九四(三九四)

宗八方へ同居罷在依テ引取人ヨリ出訴致候段

申立候ニ付鳥取縣へ御掛合相成居候処今般

同縣方回答有之当尋問および候処右孫左衛門

義現今経営出来ニ付伯州へ寄留罷在候間

更ニ同人方可及出訴積之由申出候ニ付其段

〔〇七五B〕

(記述ナシ)⁽²⁶⁾

*₁ 朱書きのバツ印あり

〔〇七五の二A〕【七三】⁽²⁷⁾

〔〇七六A〕【七四】【金談差纏一件】

明治六年四月廿二日出訴

一 出雲国能義郡□□町商Y M宗八方伯耆国河村郡

□村I Y宗兵衛へ掛り金談差纏一件

(朱) 〔第七十四号〕 奉 鶴岡 少属

(朱)

「右一ト通り取調本人差添人共四月廿二日鳥取縣へ差送ル」

右鳥取縣へ差遣候処示談行届解訟相成候者

同縣ヨリ申越候ニ付尚又取調候処相違

無之ニ付其段上申致置候事

八月廿二日

* 朱書きのバツ印あり

〔〇七七A〕【七五】屋敷代金滞差纏一件

明治六年四月廿三日出訴

一 出雲國第八區意宇郡□□□□村□□□□番屋敷

*₁ 貫属士族願人M理左衛門ヨリ同國第五區

島根郡□□□□町□□□□番屋敷H D

兼次郎エ掛り屋敷代金滞差纏一件

(朱) 〔第七十五号 奉 少属 鶴岡 澄〕

右訴答共篤ト取調候処去壬申六月中*₂ M理左衛門所持之邸宅金百十疋円余ニテ兼次郎へ買受代金追々払出残金十六円六十五銭

八厘之処不手際ニ付買受之家居売払候迄猶予致呉候様申出候
M理左衛門方ニ而八日限モ無之故難聞入速ニ皆済可致段及
掛合差纏相成候義之処右ハ邸宅代金之義故無際限猶
予可為致若無之而残金十九円六十五銭八厘当五月中二
無相違皆済為致利子之義ハ素方金子受取後日限不
〔〇七七B〕

取極義故勘弁可致旨及理解双方示談行届済口証書
差出し吟味下ケ願出候ニ付伺ノ上聽届候事

明治六年四月廿七日 済

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治五(壬申、西曆一八七二)年

一一 注 の 部 (三)

(19) 当事者名の上部に朱書きの「〇」印がある。以後の事件にも度々出て来る。

(20) 【五三】の事件は【第五十三号ノ上】と【第五十三号ノ下】の二件があるが、簿冊の番号付けに従って表記した。

(21) 大区小区制。明治の初めの戸籍・地方行政制度。はじめ戸籍法に

よる地方区画である区を一八七二（明治五）年九月設置。区は次第

(27) 撮影抜けのようである。

に行政区画となり、七二年四月、名主・庄屋などの名称を廃止し、区を大小に分け、従来の町村を吸収した。その後、次第に大区に区長、小区に戸長、町村に副戸長、用掛をおくことに統一。旧来の町村を小区のもとに包括する行政制度となったが、七八（明治一一）年郡区町村編制法により廃止（高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典 第二版』角川書店（昭和四九年））とある。

(22) 「延売・延買（のべうり・のべかい）」とは、商品の売買において即座に決済せず、一定期間において決済する取引方法。江戸中期以降著しく発達し、投機的性格（未決済のまま転売する）も強くなった。主要商品は米・油・綿・肥料など（高柳・竹内編『日本史辞典 第二版』。前注（21）を参照）とある。

(23) 【一六〇】の事件は【第六十号ノ上】と【第六十号ノ下】の二件がある。簿冊の番号付けに従って表記した。

(24) 「仕切金」とは、金主が買主から受け取るべき代金諸経費の総額。仕切銀。しきりがね。しきり（『広辞苑』第六版）。

(25) 「切米」とは、江戸時代、幕府・大名の家臣で知行地を持たない小禄の家臣に春・夏・冬の三回に期限を切って支給された扶持米（『広辞苑』第六版）。また、「蔵米」の項目には、「切米」ともいう。江戸時代に幕府・諸藩の米倉に年貢として収納された家臣の俸禄として支給される米（高柳・竹内編『日本史辞典 第二版』）とある。

(26) 記述の続きの丁が見当たらない。落丁と思われる。